

公益社団法人砂防学会委託契約取扱規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人砂防学会(以下、「学会」という。)が、物品購入及び外部に委託を行う場合に適用する。

(契約書)

第2条 契約を締結するときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、市場単価相場が固定的なもの、契約価格が税抜価格100万円未満の契約をする場合および経理責任者が認める簡易な契約については、契約書の作成を省略し、請書又は見積書をもってこれに代えることができる。

(契約の方式)

第3条 契約をしようとするときは、原則として2者以上から見積書を徴するものとする。ただし、研究・調査受託事業取扱規程第4条に定める委員会委員長から外注契約の措置請求がある場合のほか、慣習上見積書の作成を要しないと認められる契約については、この限りではない。

2 次の各号の一つに該当する場合は、随意契約の方式によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
- (2) 経理責任者が認める簡易な契約をする場合
- (3) 契約に付しても、入札者がいない場合
- (4) 前各号に規定する場合のほか、業務の運営上特に必要がある場合

(監督)

第4条 契約が締結されたときは、契約の適正な履行を確保するため、業務執行担当者は必要な監督をしなければならない。ただし、契約の性質又は監督を要しないと認められるものについては、この限りではない。

2 業務執行担当者は会長が任命する。

(検査)

第5条 業務執行担当者は、契約の相手方が履行を完了したとき又は、履行中において必要がある場合、その履行の成果等に関する検査をしなければならない。ただし、契約の性質又は内容が検査を要しないと認められるものについては、この限りでない。

2 契約額が1,000万円以上の契約等、重要な契約に係る検査は会長又は、会長の委任を受けた者が行うものとする。

3 前項の検査を行う場合において、会長は検査補助員を任命することができる。

(契約変更)

第6条 委託内容、工期、業務委託料を変更する必要があるときは、速やかに変更手続きを行うものとする。

(付則)

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

業務委託契約措置請求書

件名：

実施期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

契約予定価格：

(公社)砂防学会会長殿

下記の通り外注契約の措置を請求します。

平成 年 月 日

氏 名

印

住所 〒

記

1. 業務委託の名称

2. 業務委託の内容

3. 契約の予定先

4. 実施期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

5. 添付書類 ①業務委託特記仕様書 2部

②業務委託予定先から(公社)砂防学会会長宛の見積書 1部

6. 契約内容の変更見込みの有無

(変更見込みの内容: _____)

7. 随意契約理由

8. その他事項